

第3章 計画の基本的な考え方と目標実現のための 施策

1 基本理念

このまちで 育ってよかった 育ててよかった
子育て・子育てのよろこびをわかちあえるまち 朝霞

本市では、子育て家庭と行政のみならず、地域全体で子育て家庭を応援し、子育てに対する喜びをわかちあえるまちを目指して子育て支援の充実に取り組んできました。

近年、子育て家庭の孤立化や地域のつながりの希薄化が指摘される中で、子育てに悩む保護者や経済的困難を抱える家庭など支援が必要な子どもや家庭が増えています。本市では子育て世代の市外からの流入が多く、地域とのつながりが少ない家庭も少なくありません。このような中で、地域社会の一員として、すべての人が孤立したり排除されることなく社会の一員として支えあうソーシャルインクルージョン（社会的包摂）の考えが重要になります。

子ども・子育て支援法では、基本理念として「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない」としており、子育て家庭だけでなく、学校や地域もともに子育てに関わり、その喜びを感じられるまちを目指す必要があります。

また、本市では、すべての子どもがその存在を尊重され、自らの持つ力を存分に発揮して様々なことに挑戦し、多様な経験を経てたくましく育つことができるよう、子どもの自主的な育ちを促し、応援するために行政や地域が子どもの居場所づくりや多様な活動の支援を行っており、今後も温かく子どもと子育て家庭を見守るまちであるよう、第1期計画の基本理念「このまちで 育ってよかった 育ててよかった 子育てのよろこびをわかちあえるまち 朝霞」を基本として、子ども自身の育ちを応援する姿勢をより強くし、子どもが「朝霞で育ってよかった」と思い、保護者が「朝霞で育ててよかった」と実感し、地域の人たちが「子育て・子育てのよろこびをわかちあえるまち」を目指すものとして、基本理念を定めます。

2 大切にすべき視点

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる、かけがえのない存在です。子どもたちが育つ過程において、子どもの権利*が尊重され、必要な支援や配慮を受ける権利が尊重されることはたいへん重要なことです。

本計画では、これらの子どもの権利を中心として、子ども・子育て支援施策を進める上での共通の考え方として、以下の3つの視点に立って取り組みます。

(1)子どもの視点

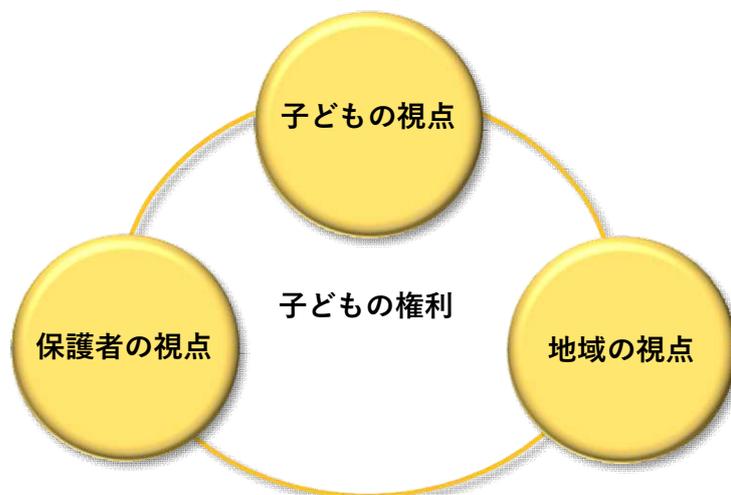
すべての子どもが尊重され、子育て・子育て支援が真に子どもが健やかに幸せに育つためのものであるよう、子ども自らの成長を応援し、子どもの視点を大切にしたい取組を推進します。

(2)保護者の視点

就労子育て家庭のみならず、在宅子育て家庭への支援など、子どもを養育するすべての保護者が、自らの温かな手で子育てできることを応援する取組を推進します。

(3)地域の視点

保護者が地域の中で孤立することがないように、地域のあらゆる社会資源を活用して、そのネットワークを強化し、明るい子育ての環境づくりを推進します。



※子どもの権利

「子どもの権利条約」は、平成元(1989)年の第44回国連総会で採択され、日本は平成6(1994)年に批准しました。

子どもの権利条約は大きく分けて次の4つの子どもの権利を守るように定めています。そして、子どもにとっていちばんいいことを実現しようとうたっています。

1 生きる権利

防げる病気などで命をうばわれないこと。病気やけがをしたなら治療を受けられることなど。

2 育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じること、自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

3 守られる権利

あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。障害のある子どもや少数民族の子どもなどはとくに守られることなど。

4 参加する権利

自由に意見をあらわしたり、集まってグループをつくったり、自由な活動をおこなったりできることなど。

3 基本目標

基本理念を実現させるための取組として、大切にすべき3つの視点を踏まえつつ、次の3つの基本目標を定めます。

基本目標 1

すべての子どもがすくすく育つまち

すべての子どもが、かけがえのない個性ある一人の人間として認められながら、それぞれの子どもが家庭や地域の中で、生きる力を育むことができるよう、教育・医療・福祉等の各分野が密接に連携し、子どもの教育・養育環境の充実に取り組みます。

また、子どもが、より多くの友達と出会い、交流することができるよう、そうした機会の提供や、地域の中の子どもの居場所づくりを進めます。

基本目標 2

すべての家庭が安心して子育てするまち

保護者が、妊娠・出産から子育ての期間を通じて切れ目なく支援を受けながら、子育てに対して過度に不安や負担を感じることなく、自己肯定感を持って子育てに取り組むことができるための支援を充実させるとともに、すべての子育て世帯を地域全体で温かく見守り支える環境づくりに取り組みます。

また、子どもの安全と、保護者が安心できる子育て環境の整備に取り組みます。

基本目標 3

すべての子どもが質の高い教育・保育を受けるまち

すべての子どもが健やかに、幸せに育つ環境を実現するため、また、すべての保護者が安心して子育てできる環境を実現するため、教育・保育事業やライフスタイルに応じた福祉サービスの提供に取り組みます。

また、質の高い教育・保育を受けることができるよう、保育所・幼稚園・小学校の職員の交流や研修の充実を図ります。

4 施策の体系

基本目標

基本方針

基本目標 1

すべての子どもが
すくすく育つまち

基本方針 1 - 1 子どもの人権の尊重のために

基本方針 1 - 2 特別な配慮が必要な子どものために

基本方針 1 - 3 地域の中の子どものために

基本目標 2

すべての家庭が安心
して子育てするまち

基本方針 2 - 1 すべての子育て家庭のために

基本方針 2 - 2 地域における子育てのために

基本方針 2 - 3 子どもの安心・安全のために

基本目標 3

すべての子どもが質の
高い教育・保育を受け
るまち

基本方針 3 - 1 教育・保育の充実のために

基本方針 3 - 2 ライフスタイルに応じた子育て支援のために

基本方針 3 - 3 教育・保育の質を高めるために

施策の方向性

主な事業

(1) 子どもを虐待やいじめ等の人権侵害から守るための体制強化

要保護児童対策地域協議会等を活用した児童相談事業、児童虐待防止に関する意識の普及啓発、いじめ防止に対する取組

(2) 子どもの意見や視点の尊重

朝霞“未来・夢”子ども議会、「特別の教科 道徳」の推進

(3) 子どもの生きる力を育成する学校教育環境の充実

あさか・スクールサポーターの活用、社会体験チャレンジ事業

(1) 障害のある子どもと保護者への支援

障害児放課後児童クラブ事業、育成保育事業、育み支援パッチャルセンター事業（発達障害児支援体制）

(2) ひとり親家庭等の支援

児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療費の助成

(3) 経済的困難を抱える家庭と保護者への支援

生活困窮者等学習支援事業、生活保護進学準備給付金の支給、官民の賃貸住宅ストックの活用の推進、小・中学校教育扶助事業

(4) 外国につながるのある子どもと保護者への支援

多文化共生推進事業、日本語指導支援員の配置

(1) 子どもの健全な成長を支える居場所づくり

児童館運営事業、都市公園、児童遊園地の充実、冒険遊び場づくり事業、学校体育施設の開放、図書館における子ども向け事業

(2) 子ども同士の交流の機会の提供

放課後子ども教室、市民総合体育大会、ロードレース大会、小学生スポーツ教室、ウォークラリー大会等の開催

(1) 子育てを支える環境づくり

子育て情報の提供、こども医療費の助成、児童手当の支給

(2) 家庭における子育て支援の充実

あさか学習おとどけ講座、家庭教育学級の支援、ブックスタート事業

(3) 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援

子育て電話相談、母子保健相談事業、栄養相談事業、妊婦健康診査、母子健康手帳交付事業、妊娠期からの包括的な子育て支援

(1) 子育てネットワークの充実

子育て支援センター事業、保育園園庭開放・いっしょに遊ぼう保育園で

(2) 子どもの健全育成の充実

青少年育成事業、朝霞地区青少年健全育成地域の集いの開催、朝霞市ふれあい推進事業

(3) 世代を超えた子育て支援の推進

農業体験事業、児童館における高齢者と児童の交流事業

(1) 子どもが犯罪・事故に巻き込まれない社会づくり

朝霞防犯パトロール隊の認定、防犯ブザーの貸与、交通安全運動チラシによる啓発活動

(2) ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり

すべての方が利用しやすい公共施設の整備、市道整備・道路管理の充実

(1) 幼稚園、認定こども園、保育所、小規模保育事業等の充実

保育事業、認可外保育施設等利用補助事業、家庭保育室補助事業、幼稚園事業

(2) 放課後児童クラブの充実

放課後児童クラブ事業

(1) 多様なニーズにこたえる子育て支援の充実

ファミリー・サポート・センター事業、延長保育事業（時間外保育事業）、一時預かり事業、休日保育事業

(1) 教育・保育に携わる人材の確保・資質向上

保育士研修事業、保育士等人材確保事業、小学校と幼稚園・保育所の連携

幼児期の学校教育・保育の提供

- ・教育・保育提供区域の設定
- ・子ども・子育て支援事業に係る対象人口の見込み
- ・施設型給付（認定こども園、幼稚園、保育所）、地域型保育給付（小規模保育など）の量の見込みと確保の内容

施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所

地域型保育給付

- 小規模保育（定員は6人以上19人以下）
- 家庭的保育（保育者の居宅等において保育を行う。定員は5人以下）
- 居宅訪問型保育（子どもの居宅等において保育を行う。）
- 事業所内保育（事業所内の施設等において保育を行う。）

地域子ども・子育て支援事業の充実

- ・地域子ども・子育て支援事業（13事業）の量の見込みと確保の内容

地域子ども・子育て支援事業

- 延長保育事業（時間外保育事業）
- 放課後児童クラブ事業
- 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業及び要保護児童支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり事業
- 病児保育事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 妊婦健康診査事業
- 利用者支援事業
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な事業者の参入促進・能力活用事業